

障がい者福祉計画（第6期）（案）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和2年11月24日（火曜日）から令和2年12月25日（金曜日）まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 4人

(2) 意見の件数 20件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	3
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	10
3	今後の取組において参考にするもの	4
4	条例・計画等に反映できないもの	1
5	その他（感想・質問）	2
	合計	20

4 意見と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
1	障がい者福祉計画を毎年検証し、評価・考察を踏まえ実現可能な計画になることを期待しています。	本計画では、施策の方向ごとに活動指標を設定しています。 この指標に基づき、障害者協議会等において毎年の施策の達成度を評価及び検証することで、計画の実現に向けて取組内容の向上を図っていきます。 【P75 第5章施策の進捗を測る指標】	2

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
2	<p>「自分と違う人を受け入れる」、「自分と違う人もいる」という認識を全ての人が持つてほしいと思いますが、現実社会では異なるものは排除する傾向にあります。</p> <p>幼少期から「世の中には色々な人・色々な文化があるのが当たり前」と体験し、教える機会が多いことを望みます。</p> <p>そのためには、大人が意識を変える機会（イベントなど）が欲しいです。</p>	<p>誰もがお互いに人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を認め合うことができる地域共生社会を目指すためには、幼少期から人々や文化の多様性について学び、体験することが重要であるため、インクルーシブ教育等を通じ、障がいがある方との交流や共同学習を推進していきます。</p> <p>また、障がい者理解を深めるための取組として、地域交流事業や障がい者基幹相談支援センターふれあいシンポジウムなどを実施していきます。</p> <p>【P43 第4章施策の方向1 主な取組2・3】</p>	2
3	<p>8050 問題※（7040、6030 かもしれません）が問題になってしまう前に、相談機関からスムーズに支援を受けるため、本人や家族から早めに困り感を発信してもらおう、市情報で周知してはいかがでしょうか。</p> <p>※8050 問題</p> <p>高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が一緒に生じる問題</p>	<p>8050 問題や障がい者の親亡き後の地域生活などは、地域での孤立につながる重大な課題であると考えています。</p> <p>課題の解決に向けては、現在、困難な状況に直面している方を適切に支援する必要があると同時に、これから困難な状況になる可能性がある方について、早期の段階から関りを持ち、本人や家族と共に予防策を講ずることが重要であると考えますので、障がい福祉課窓口、市ホームページ、広報等により、相談窓口について本人や家族に周知していきます。</p> <p>【P58 第4章施策の方向6 主な取組1】</p>	2

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
4	<p>施策の方向6 居住支援の充実について</p> <p>精神保健の医療的な支援を必要としていながら、自ら支援を求めることができていない未治療、治療中断にある人、または通院ができない人を対象にした他職種専門チームによるアウトリーチ※の相談支援を取組に記載してください。</p> <p>※アウトリーチ</p> <p>支援が必要であるにもかかわらず申し出ることができない人に対し、様々な支援や情報を届けることをいいます。</p>	<p>現在、保健福祉事務所を中心に、在宅の精神障がい者の生活について、医療を含む多職種チームによる訪問支援を実施しています。</p> <p>また、令和2年度から障害者協議会に設置した居住支援プロジェクトにおいても、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組として、医療、保健及び福祉に係る関係機関の連携によるアウトリーチ支援について検討していきます。</p> <p>【P58 第4章施策の方向6主な取組2】</p>	2
5	<p>精神障がい者へのアウトリーチの取組を入れてください。</p> <p>精神障がい者は、自ら受診することが難しい方が少なくありません。</p> <p>精神障がい者の疾病予後は、発病早期に如何に適切な治療に結び付けるかに大きく左右されると言われています。</p> <p>治療が一番必要な時期に支援が行き届くことが必要であると考えます。</p>		

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
6	<p>施策の方向7 社会参加の促進について</p> <p>精神障がい者には、公共交通機関の運賃等の割引制度がありません。厚木市として、各関係機関への働きかけを取組に入れてください。</p>	<p>精神障がい者のバス運賃割引制度の適用について、神奈川県都市民生行政連絡協議会及び県央地区障害者福祉行政連絡協会を通じ、神奈川県から神奈川県バス協会等に要請するよう働きかけを継続していきます。</p>	
7	<p>精神障がい者への公共交通機関の運賃等の割引への取組について</p> <p>精神障がい者が、社会参加出来ることは、自立のためにはとても大切なことです。</p> <p>ただ、多くの精神障がい者は、病気の特徴から一般就労が難しいため、病気を抱えてない方々に比べて生活費の確保もかなり難しい状況があります。そのため、出かけることを促しても、生計費を削ったの外出は、ハードルをとて高くします。これは、生活の自立を妨げます。</p> <p>横浜市では、障害者手帳取得者は、年間1200円で「福祉パス」を取得すれば、市内運行の全てのバス、市営の電車は、無料で乗車可能です。</p> <p>行政が補助金を出し公共交通機関と交渉して出来ている制度と思います。有効性を考えたとき、厚木市では無理ということはないと思います。</p>		3

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
8	<p>施策の方向7 社会参加の促進について</p> <p>主な取組2の「筆記通訳奉仕員」を「要約筆記奉仕員」に変更したほうが良いと思います。</p> <p>「厚木市地域生活支援事業実施要綱」第3条第7項と表記が揃います。</p>	<p>御意見を踏まえ、筆記通訳奉仕員を要約筆記奉仕員に修正します。</p> <p>【P61 第4章施策の方向7主な取組2】</p>	1
9	<p>施策の方向7 社会参加の促進について</p> <p>「手話通訳者・要約筆記者の登録者数」について、現状値と目標値が同数となっており、すでに達成しているように見えるため、見直したほうが良いと思います。</p>	<p>手話通訳者・要約筆記者については、来年度以降、登録者の辞退が想定されており、現状を維持することも厳しい状況にあることから、現在の神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験の合格状況等と、将来見込まれる辞退者の人数を考慮し、現状値を維持することを目標としています。</p>	4
10	<p>施策の方向9 健康・医療の充実について</p> <p>精神障がい者は、障がいの程度に関係なく精神症状の安定のためには服薬が欠かせません。また、薬の副作用により、病気になるリスクを大きく抱えています。</p> <p>心身障害者医療費助成による自己負担助成の拡大を国及び県に働きかける取組を記載してください。</p>	<p>心身障害者医療費助成事業は、神奈川県の高齢障害者医療費給付補助事業に基づき実施しており、県内の半数の市町村は、県の補助対象者と同じ対象者とし、医療費助成を行っています。</p> <p>このため、心身障害者医療費助成事業の対象者の拡大については、神奈川県及び県内市町村の動向を注視していきます。</p>	3

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
11	<p>施策の方向 10 災害時支援体制の強化について</p> <p>精神障がい者は、服薬が欠かせません。災害時に備え、常日頃、薬の備蓄は必要ですが、緊急な避難で薬の持ち出しができない場合、また病院からの薬の処方が困難な場合、精神病薬の調達ができるように記載してください。</p>	<p>薬の処方については、医師法の規定により、原則として医師による本人への診察が義務付けられており、第三者が薬を調達することは困難であると考えます。</p> <p>しかしながら、災害時の状況を勘案し、『第4章「施策の方向 10 災害時支援体制の強化」』の主な取組に、「災害時における医療機関の情報収集及び避難所等への周知」を追記します。</p> <p>【P68 第4章施策の方向 10 主な取組 1】</p>	1
12	<p>ピアサポーター※の育成と活用を具体的に施策に入れていただきたい。</p> <p>色々な病気を抱えた方々が、出来る限り自立して生きていくためには、ピアサポーターの支援がとても有効と考えています。</p> <p>※ピアサポーター</p> <p>ピアサポートを行う人のことをいいます。</p> <p>ピアサポートとは、「仲間同士の対等な支え合い」を意味し、障がい福祉施策においては、障がいがある人が自らの経験に基づき、同じ障がいがある人に対して相談支援等を行うことをいいます。</p>	<p>ピアサポーターによる支援については、同じ障がいがある人の目線で、より本人の気持ちに寄り添った支援が可能となることから、大変有効であると考えます。</p> <p>『第4章「施策の方向 3 相談支援体制の充実」』の主な取組に、「ピアサポーターの養成及びピアサポート体制の構築」を追記します。</p> <p>なお、現在は、障がい種別を問わず過ごしていただくフリースペースである「四葉亭」に、ピアサポーターを1人配置しており、相談対応や交流を通じた支援をしています。</p> <p>【P49 第4章施策の方向 3 主な取組 1】</p>	1

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
13	<p>施策の方向 12 地域における人材等の養成について</p> <p>以前は、精神のボランティアグループがあり、フリースペースで何処にも所属しない精神障がい者等のサポートをしていただいておりますが、現在、厚木市には精神のボランティアグループがありません。</p> <p>精神のボランティア養成講座を実施する必要があると思います。</p>	<p>ボランティアの養成については、厚木市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターにおいて実施していることから、精神障がい者支援に係るボランティアの養成についても、ボランティアセンターと連携の上、進めていきます。</p> <p>【P72 第4章施策の方向 12 主な取組1】</p>	2
14	<p>精神障がい者支援のボランティア育成について</p> <p>地域における人材等の養成で必要性が述べられていますが、具体的にボランティアを育成する内容を計画に入れ、研修等で人を育てていく必要があると思います。</p>		
15	<p>医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築について</p> <p>とても大切なことかと思いますが、これは精神障がい者の医療面のコーディネートも含んでいると考えて良いのでしょうか。</p>	<p>医療的ケアとは、一般的に在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養等の医療行為のことを指すため、精神障がい者の医療面のコーディネートは含まれていません。</p>	5

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
16	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>この中身は、今後、地域課題の解消及び支援体制の構築について、障害者協議会で課題検討していくということでしょうか？</p>	<p>令和2年度から障害者協議会に設置した居住支援プロジェクトにおいて、精神障がい者の地域生活の継続のための地域課題の解消及び支援体制の構築について検討しています。</p> <p>【P58 第4章施策の方向6 主な取組2】</p>	2
17	<p>地域移行の支援期間について</p> <p>障害者総合支援法では、「自立生活援助」の利用期間は、原則1年（個別審査で認められた場合は最大2年）となっていますが、横浜市は、平均5年としています。</p> <p>これは、精神障がい者の実態にあっているものと考えます。統合失調の場合、再発しなくても急性期から回復期で安定した生活ができるまで、数年かかることがあります。</p> <p>支援が中途になり、病気が再発した場合、より時間を要しますし、障がいの程度も増幅します。</p> <p>厚木市の施策作成時には、これら他市の施策・効果をアセスメントして反映していただきたく思います。</p> <p>中途半端な支援期間は、サービス費活用の無駄遣いになる可能性があります。</p> <p>必要に応じた支援が求められます。</p>	<p>精神障がい者の地域移行から地域生活の継続のための支援については、地域移行支援、自立生活援助等の障害福祉サービスを活用するとともに、医療、保健及び福祉に係る関係機関の連携により、個人の希望や状態に応じた支援を推進していきます。</p> <p>【P58 第4章施策の方向6 主な取組2】</p>	2

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
18	<p>地域移行等に係るサービスの対象者について</p> <p>障害者総合支援法では、基本は地域で一人暮らしをしている方ですが、横浜市は「一人暮らしを目指す方」を追加しています。</p> <p>精神障がい者が自立を目指す場合、即、地域での一人暮らしは、ハードルが高すぎます。</p> <p>そのために、グループホーム等の入所を促される場合がありますが、病気の特徴から集団での生活が、ストレスとなり再発のリスクを高めるケースがあります。</p> <p>これらのことを考えたとき、個別性を尊重したサービスでないと、費用効果は有りません。</p> <p>このようなケースには、可能であれば家族と暮らしながら、自立計画に基づいた支援が必要であると考えます。</p>	<p>一人暮らしを目指す精神障がい者への支援については、自立生活援助等の障害福祉サービスを活用するとともに、医療、保健及び福祉に係る関係機関の連携により、相談の段階から個人の希望や状態に応じた支援を推進していきます。</p> <p>【P58 第4章施策の方向6主な取組2】</p>	2

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
19	<p>障がい者相談支援センターの相談支援専門員の育成と雇用のための財政的援助について</p> <p>障害の特性からくる難しさ、重複障害を抱えている方などの支援に専門的知識が求められることが少なくないと思います。そのために、相談支援の専門職として国家資格の「社会福祉士」「精神保健福祉士」が別々に設けられています。</p> <p>相談支援専門員の方々も、色々な研修や経験から多くのスキルを身に着けていると思いますが、障がい特性を良く理解した上で支援しないと、増々、生きていくことの困難を抱えさせてしまうこともあります。</p> <p>そのためには、相談支援専門員が専門性を磨けるような環境を提供するとともに、その力がある人（社会福祉士、精神保健福祉士等）を雇用できるような財政援助が必要と考えます。</p>	<p>相談支援専門員の資質向上に係る取組として、相談支援に係る研修会の実施、困難事例の事例検討、障がい者基幹相談支援センターによる相談対応及び同行支援等を通年で実施しています。</p>	3
20	<p>厚木市の施策を調べていく中で、「一人暮らしをはじめよう！」のパンフレット見つけ、このような取組も、一つ一つ丁寧にされているのだととても感動しました。</p> <p>機会が有りましたら、活用させていただきます。</p>	<p>「一人暮らしをはじめよう！」は、精神障がいがある方が一人暮らしを目指す際に参考にさせていただきたく作成したパンフレットです。</p> <p>一人暮らしを御希望の方がいらっしゃいましたら、是非御活用くださいますようお願いいたします。</p>	5

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 障がい福祉課
- (2) 連絡先 046-225-2225 (直通)

6 結果公開日

令和3年 月 日 公開